

議会基本条例策定特別委員会（第19回検討事項）会派検討内容 □基本条例素案（第二章～第九章）

原 案	真政会	みらい福島	市民21	公明党	日本共産党	社民党・護憲連合
<p>（議会の活動原則） 第4条（略） 2（略）</p> <p>3 議会は、市民参加の機会を多様に設定し、市民の多様な意見を的確に把握し、政策立案及び政策提言の強化に努めるものとする。</p> <p>4 議会は、議決責任を深く認識し、市民に対して、情報提供及び情報公開を積極的に推進するとともに、説明責任を果たすものとする。</p>	<p>（前回の意見） 3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握するために市民参加の機会を設定し、政策立案及び政策提言の強化に努めるものとする。</p> <p>4 議会は、議決責任の下、市民に対して、情報提供及び情報公開を積極的に推進するとともに、説明責任を果たすものとする。</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>
	<p>（今回の意見）</p> <p>・原案で了承</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>・原案で了承</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>・原案で了承</p>
<p>（議員の活動原則） 第5条 議員は、市民の負託を受けた市民の代表であることを常に自覚し、議員として必要な資質の向上に努め、議会の構成員としての役割及び責任を誠実に果たすとともに、自らの議会活動について、市民への説明責任を果たすものとする。</p> <p>（以下略）</p>	<p>（前回の意見） 第5条 議員は、市民の負託を受けた市民の代表であることを常に自覚し、</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>
	<p>（今回の意見）</p> <p>・原案で了承</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>—</p>
<p>（災害時における議会の活動） 第6条 議会は、市民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害が発生した場合は、市民及び地域の状況を的確に把握し、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>（以下略）</p>	<p>（前回の意見） 第6条 議会は、市民の生命・財産・身分又は生活に直接影響を及ぼす災害が発生した場合は、市民及び地域の状況を的確に把握し、緊急時における総合的かつ機能的な活動を図ることが出来るよう、体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>
	<p>（今回の意見）</p> <p>・原案で了承</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>・原案で了承</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>・原案で了承</p>
<p>（民主的かつ効率的な議会運営） 第8条（略）</p> <p>2 議会は、市民に分かりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営に努めるものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>（修正案） 【逐条解説】 □第2項は、専門用語や難解な表現をなるべく使用せず、会議を傍聴している市民に分かりやすい言葉や表現の方法を用いることを定めたものです。</p>	<p>（前回の意見） 2 議会は、市民にも分かりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営に努めるものとする。</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>
	<p>（今回の意見）</p> <p>・原案で了承</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>・条文案原案で了承</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>・条文案原案で了承</p>
<p>（議長の責務及び役割） 第10条 議長は、中立かつ公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。</p> <p>2 議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。</p> <p>3 前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。</p>	<p>（前回の意見） 第10条 議長は、中立かつ公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>
	<p>（今回の意見）</p> <p>・原案で了承</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>・原案で了承</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>・原案で了承</p>

議会基本条例策定特別委員会（第19回検討事項）会派検討内容 □基本条例素案（第二章～第九章）

原 案	真政会	みらい福島	市民21	公明党	日本共産党	社民党・護憲連合
<p>(委員会の適切な運営)</p> <p>第11条 議会は、市政の課題に対応するため、委員会の専門性及び特性を考慮した上で委員会を適切に活用するものとし、委員会は、その専門性及び特性が十分に発揮できるように運営するものとする。</p> <p>2 議会は、委員会委員を選任するときは、議員が公平、公正に選任されるような方法の確保に努めなければならない。</p> <p>3 委員会は、議会としての合意形成を図るため、委員間における自由討議を尊重するとともに、委員会審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>4 常任委員会は、各所管に属する事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする。</p> <p>5 委員会は、必要があると認めるときは、議事堂以外の場所において委員会を開催することができる。</p> <p>6 委員長は、中立かつ公正な立場で、効率的な議事の運営に努め、委員会の議事を整理し、秩序を保持しなければならない。</p> <p>7 委員長は、調査又は審査を行うに当たっては、その委員会の専門性及び特性を発揮させるとともに、委員間の自由な討議が積極的に行われるように委員会を運営しなければならない。</p>	<p>(前回の意見)</p> <p>第11条 議会は、市政の課題に対応するため、委員会の専門性及び特性を考慮した上で委員会を適切に活用するものとし、</p> <p>(下線前段) 考え方で「議会は、市政の諸課題に迅速かつ的確に対応するため」となっているが何う</p> <p>(下線後段) この文言を削除したい (理由) 次の行にまとめとして入っているの</p> <p>(質問) 考え方の①と②を一緒にしたのは何故か何う。</p> <p>2 議会は、委員会委員を選任するときは、議員が公平、公正 →考え方で全議員となっているが何う</p> <p>(質問) 「確保に努めなければならない。」とあるが考え方で「確保に努める」とあるが何う。</p> <p>3 委員間における自由討議を尊重するとともにとあるが考え方は「自由討議を補償するものとする」とあるが何う</p> <p>5 議事堂以外の場所にとあるが、考え方は「必要があると認めるときは、当該地域において」とあるが何う</p>	<p>(前回の意見)</p> <p>—</p>	<p>(前回の意見)</p> <p>—</p>	<p>(前回の意見)</p> <p>—</p>	<p>(前回の意見)</p> <p>—</p>	<p>(前回の意見)</p> <p>—</p>
	<p>(今回の意見)</p> <p>・第11条1項、原案で了承</p> <p>(修正案)</p> <p>2 議会は、委員会委員を選任するときは、議員が公平、公正に選任されるような方法の確保に努めるものとする。</p> <p>3 委員会は、議会としての合意形成を図るため、委員間における自由討議を尊重するとともに、委員会審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。</p> <p>(会派の考え方)</p> <p>原則として、議会に対しては、努めるものとする。という条文の語尾で、市民に対しては、努めなければならない。という条文の語尾で使い分けをした方がよいのではないか。</p>	<p>(今回の意見)</p> <p>・第11条1項、原案で了承</p>	<p>(今回の意見)</p> <p>・第11条1項、修正案で了解</p>	<p>(今回の意見)</p> <p>・第11条1項、修正案も了承</p>	<p>(今回の意見)</p> <p>・第11条1項、修正案も了承</p>	<p>(今回の意見)</p> <p>・第11条1項、修正案も了承</p>
<p>(会派)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)。</p> <p>3 会派は、その活動において、政策立案及び政策提言を行うための調査研究を積極的に行うよう努めなければならない。</p> <p>4 会派は、議会運営、政策立案及び政策提言に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めなければならない。</p> <p>5 会派は、その活動について、市民に対して説明するよう努めなければならない。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(前回の意見)</p> <p>4、5 「努めなければならない」とあるが、考え方は「努めるものとする」とあるが何う。</p>	<p>(前回の意見)</p> <p>—</p>	<p>(前回の意見)</p> <p>—</p>	<p>(前回の意見)</p> <p>—</p>	<p>(前回の意見)</p> <p>—</p>	<p>(前回の意見)</p> <p>—</p>
	<p>(今回の意見)</p> <p>第5項原案で了承</p> <p>(修正案)</p> <p>3 会派は、その活動において、政策立案及び政策提言を行うための調査研究を積極的に行うよう努めるものとする。</p> <p>4 会派は、議会運営、政策立案及び政策提言に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p>	<p>(今回の意見)</p> <p>—</p>	<p>(今回の意見)</p> <p>—</p>	<p>(今回の意見)</p> <p>—</p>	<p>(今回の意見)</p> <p>—</p>	<p>(今回の意見)</p> <p>—</p>

議会基本条例策定特別委員会（第19回検討事項）会派検討内容 □基本条例素案（第二章～第九章）

原 案	真政会	みらい福島	市民21	公明党	日本共産党	社民党・護憲連合
<p>第15条（略）</p> <p>2 議会は、自ら開催する各種会議を公開するよう努めなければならない。</p> <p>【逐条解説】 □第2項は、本会議、委員会以外についても議会が開催する会議は、原則として公開することを定めたものです。</p> <p>（修正案） 【逐条解説】 □第2項は、本会議、委員会以外についても議会が開催する会議は、公開するよう努めることを定めたものです。</p>	<p>（前回の意見） 2（質問）「努めなければならない」とあるが、考え方は「努める」とあるが伺う。</p> <p>（質問）平成24年10月5日の委員会において合意形成されたものより公開することになったが、逐条解説には載せるのか伺う。</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（前回の意見） 第15条の解説 「□第2項は、・・・原則として公開することを定めたものです。」の部分において下線の部分は確認した考え方は「努めるものとする」の努力義務となっている。</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>
<p>（情報の共有及び公開並びに議決に対する説明責任） 第16条（略）</p> <p>2 議会は、市議会だより及び市議会ホームページにより議会活動についての情報を分かりやすく積極的に周知するとともに、情報通信の技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにより、さらに多くの市民が議会や市政に対して関心を持つよう広報活動に努めなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>4 議会は、議案、委員会審査等に関する資料等について、公開するよう努めるものとする。</p> <p>5 議会は、議決に対する説明責任を果たすうえで、議案、請願及び陳情に対する議員個人の賛否の意思表示の状況について、公表することに努めなければならない。</p> <p>6 議会は、広報紙等の充実、市民との情報共有の推進等を充実させるための組織の設置に努めなければならない。</p> <p>（修正案） （情報の共有及び公開並びに議決に対する説明責任） 第16条（略） 2 議会は、議会活動及び市政に関する情報を市民と共有するため、議会報告会を開催するものとする。 3（以下略。以下1項ずつ繰り下げる。）</p>	<p>（前回の意見） 2、4、6（質問）「努めなければならない」とあるが、考え方は「努める」とあるが伺う。</p> <p>4（質問）「審査終了後に公開する」の文言が検討され意見統一されたが、欠落しているが伺う。</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（前回の意見）</p> <p>—</p>
<p>（市民参加の推進） 第18条（略）</p> <p>2 議会は、市民との意見交換及び意見聴取の場を多様に設けることができる。</p> <p>3 議会は、広く市民の意見及び知見を審議等に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の積極的な活用を努めなければならない。</p> <p>4 議会は、請願及び陳情の審議等に当たっては、必要に応じて請願及び陳情の提出者の意見を聴くことができる。</p> <p>5 議会は、市政に関する基本的な政策等の策定に当たり、市民が意見を提出する機会として、パブリック・コメントを行うことができる。</p>	<p>（今回の意見） ・第2項に議会報告会の条項を入れ以下1条ずつ繰り上げる修正案了承</p> <p>（修正案） 6 議会は、広報紙等の充実、市民との情報共有の推進等を充実させるための組織の設置に努めるものとする。</p>	<p>（今回の意見） ・第2項に議会報告会の条項を入れ以下1条ずつ繰り上げる修正案了承</p>	<p>（今回の意見） ・第2項に議会報告会の条項を入れ以下1条ずつ繰り上げる修正案了承</p>	<p>（今回の意見） ・第2項に議会報告会の条項を入れ以下1条ずつ繰り上げる修正案了承</p>	<p>（今回の意見） ・第2項に議会報告会の条項を入れ以下1条ずつ繰り上げる修正案了承</p>	<p>（今回の意見） ・第2項に議会報告会の条項を入れ以下1条ずつ繰り上げる修正案了承</p>
	<p>（今回の意見） ・原案で了承</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>—</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>—</p>

議会基本条例策定特別委員会（第19回検討事項）会派検討内容 □基本条例素案（第二章～第九章）

原 案	真政会	みらい福島	市民21	公明党	日本共産党	社民党・護憲連合
<p>（市長等並びに議会及び議員の関係） 第19条（略）</p> <p>2 議員は、二元代表制の観点から、法令等に特別の定めがある審議会並びに審議会等の設置目的及び構成員が広域にわたるもの以外の審議会等の委員には原則就任しないものとする。</p> <p>（以下略）</p>	<p>（前回の意見） 2 法令等に特別の定めがある審議会並びに審議会等の設置目的及び構成員が →・・・審議会並びに設置目的及び構成員が、としたい。</p>	（前回の意見）	（前回の意見） —	（前回の意見） —	（前回の意見） —	（前回の意見） —
	<p>（今回の意見） ・原案で了承</p>	（今回の意見） —	（今回の意見） —	（今回の意見） —	（今回の意見） ・原案で了承	（今回の意見） ・原案で了承
<p>（政策立案及び政策提言の推進） 第25条（略）</p> <p>2 議員及び委員会は、議会の立法機能の充実及び強化並びに政策水準の向上を図り、積極的な条例提案を行うよう努めなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（前回の意見） 2 議会の立法機能の充実及び強化並びに政策水準 →議会の立法機能の充実強化並びに政策水準、としたい</p>	（前回の意見） —	（前回の意見） —	（前回の意見） —	（前回の意見） —	（前回の意見） —
	<p>（今回の意見） ・原案で了承</p>	（今回の意見） —	（今回の意見） —	（今回の意見） —	（今回の意見） ・原案で了承	（今回の意見） ・原案で了承
<p>（議会事務局の機能強化及び体制整備） 第28条 議会は、市長等への監視機能、政策立案機能及び政策提言機能を高めるため、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。</p>	<p>（前回の意見） 第28条 議会は、市長等への監視機能、 →議会は、議員の行政への監視機能、としたい （理由）考え方にありとおりとしたい</p>	（前回の意見） —	（前回の意見） —	（前回の意見） —	（前回の意見） —	（前回の意見） —
	<p>（今回の意見） ・原案で了承</p>	（今回の意見） —	（今回の意見） —	（今回の意見） —	（今回の意見） ・原案で了承	（今回の意見） ・原案で了承
<p>（議会図書室の機能強化） 第30条 議会は、議員の調査研究に資するため、図書の充実を図るとともに議会図書室を適正に管理し、及び運営し、その機能の強化に努めるものとする。</p>	<p>（前回の意見） （議会図書室の機能強化） 第30条 議会図書室を適正に管理し、及び運営し、その機能 →議会図書室を適正に管理、運営し、その機能 としたい</p>	（前回の意見） —	（前回の意見） —	（前回の意見） —	（前回の意見） —	（前回の意見） —
	<p>（今回の意見） ・原案で了承</p>	（今回の意見） —	（今回の意見） —	（今回の意見） —	（今回の意見） ・原案で了承	（今回の意見） ・原案で了承